（一三）	一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一二五）	三、五〇〇
（一四）	一・一・一―トリフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一四三ａ）	四、四七〇
（一五）	フルオロメタン（別名ＨＦＣ―四一）	九二
（一六）	一・二―ジフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一五二）	五三
（一七）	一・一―ジフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一五二ａ）	一二四
二　議定書附属書ＦのグループⅡ	トリフルオロメタン（別名ＨＦＣ―二三）	一四、八〇〇

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令及び行政不服審査法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に改める。

一　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第二百九十五号

二　行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十五条第二項第三十七号

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第一条中特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令第一条の改正規定及び同令別表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（特定家庭用機器再商品化法施行令及びダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」に、「別表」を「別表第一の」に改める。

一　特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第二条第二項第一号

二　ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十七号

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

省　令

○国土交通省令第六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十九条第二項、第七十六条及び第百二条第五項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月十日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（検査対象軽自動車の車両番号）	（検査対象軽自動車の車両番号）
第三十六条の十七　検査対象軽自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。	**第三十六条の十七**　検査対象軽自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　検査対象軽自動車の用途による分類番号を表示する二字のアラビア数字又は最初の字がアラビア数字であつて、その他の字がアラビア数字若しくはローマ字若しくはこれらの組合せである三字（別表第二の四）	二　検査対象軽自動車の用途による分類番号を表示する三けた以下のアラビア数字（別表第二の四）
三・四　（略）	三・四　（略）